重要事項説明書

目的 · 方針 介護保険利用にあたっては、要介護認定を受け、また、居宅 サービス計画を作った上で利用することとなっています。

当事業所は、介護保険の仕組みに沿い、利用される方が在宅でできるだけ自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスをはじめとした各種サービスが、総合的、効果的に利用できるようにお手伝いすることを役割としています。

その為、介護保険サービス他、地域で包括的に支援を行えるよう医療福祉、介護、地域等と連携をとりながら事業を実施します。

支 援 事 業 所 諏訪市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所

所 在 地 長野県諏訪市四賀2213番地1

電 話 57-1000

指 定 年 月 平成11年7月30日(事業所番号2070600024)

従事職員 介護支援専門員(ケアマネジャー) 5名

事 業 の 区 諏訪市全域

営 業 日 月曜日 から 金曜日 まで

(祝日及び12月29日~1月3日は除く)

営 業 時 間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで

※ただし、ご相談いただければ上記以外でも対応可能です。 また、緊急時には、電話連絡の取れる体制をとっています。

利 用 料 介護保険の報酬「契約書別紙」となりますが、利用者負担はありません 一般相談は無料です

- ・ 要介護度が決定する前の利用の場合には利用料がかかりますが、要介護 度決定後に保険から還付されます。(各種手続きのお手伝いをいたします)
- ・ 諏訪市以外の居住者の利用は、交通費実費のご負担をお願いいたします。

相 談 の 相談等にあたり知り得た利用者及びその家族に関する秘密は、正当な理 秘 密 保 持 由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。 サービスの提供にあたり個人情報が必要な場合には、あらかじめ文書により同意を得ることといたします。

事 故 発 生 時 居宅サービス提供に当たり、万一事故が発生した場合には、市町村や の 対 応 ご利用者・家族へ連絡するとともに必要な対応を行います。また、事業 者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼ した場合には、その損害を賠償します。

記 録 の 当事業所は居宅介護支援に関する諸記録を整備しその記録を居宅介護 整 備 サービス完結の日から2年間(苦情及び事故、事業所の会計に関する 記録は5年間)保存します。